

三重県公衆衛生審議会条例

(設置)

第一条 公衆衛生に関する重要な事項を調査審議するため、三重県公衆衛生審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 県民の健康の保持増進に関する事項
- 二 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。
ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
 - 二 関係行政機関の職員
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 関係行政機関の職員
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

(学識経験者の意見の聴取等)

第九条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、医療保健部において処理する。

(雑則)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十二日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。